

平成19年度

自然災害等における  
被災者支援制度一覧

鹿児島市

平成19年7月現在

<b>弔慰金・見舞金 給付</b>	1	市災害弔慰金	P1	★地域福祉課 216-1244
	2	市災害見舞金	P1	★地域福祉課 216-1244
	3	市災害見舞品	P1	★地域福祉課 216-1244
	4	市床上浸水被災者支援補助金	P1	★地域福祉課 216-1244
	5	県共同募金会災害見舞金	P1	★鹿児島県共同募金会鹿児島市支会 221-6070
	6	市社会福祉協議会災害見舞品支給事業	P1	★市社会福祉協議会総務課 221-6070
	7	日本赤十字社災害死亡弔慰金	P1	★日本赤十字社鹿児島市地区 224-5730
	8	日本赤十字社災害救援物資の配布	P1	★日本赤十字社鹿児島市地区 224-5730
	9	災害弔慰金	P2	★地域福祉課 216-1244
	10	災害障害見舞金	P2	★地域福祉課 216-1244
	11	被災者生活再建支援金	P2	★地域福祉課 216-1244
	12	県小災害り災者に対する援護措置	P2	★地域福祉課 216-1244
	13	県単災害弔慰金	P2	★地域福祉課 216-1244
	14	県住家災害見舞金	P2	★地域福祉課 216-1244
	15	県被災者生活支援金	P2	★地域福祉課 216-1244
<b>税金</b>	1	個人市県民税の減免、雑損控除	P3	★市民税課 216-1173~6(各支所税務課)
	2	事業所税の減免	P3	★市民税課 216-1172
	3	固定資産税・都市計画税の減免	P3	★資産税課 216-1181・82・85(各支所税務課(東桜島支所除く))
	4	市税の徴収猶予	P3	★納税課 216-1191~5(各支所税務課)
	5	国民健康保険税の減免	P4	★国民健康保険課 216-1229 ★谷山支所市民課国保係269-8414(各支所市民課・総務市民課)
<b>住宅 貸付制度</b>	1	市営住宅特定入居	P4	★住宅課住宅管理係 216-1362
	1	市民生安定資金(災害復旧資金)	P5	★地域福祉課 216-1244
	2	生活福祉資金	P5	★市社会福祉協議会市役所分室 223-0704 谷山分室 267-6130 吉田支部 294-2754 桜島支部 293-2969 郡山支部 298-2278 松元支部 246-7211 喜入支部 0993-45-0221
		(災害援護資金)		
		(住宅資金)		
		(緊急小口資金)		
	3	母子寡婦福祉資金(住宅資金)	P5	★子ども福祉課 216-1264(谷山福祉事務所)
	4	災害援護資金	P5	★地域福祉課 216-1244
	5	中小企業融資(災害対策資金)	P6	★商工総務課金融係 216-1324
	6	農業近代化資金	P6	★農政総務課農政企画係 216-1334
7	市単独農林漁業振興資金	P6	★農政総務課農政企画係 216-1334	
8	県中小企業災害復旧資金利子補助金	P6	★商工総務課金融係 216-1324	
9	県営治山事業	P9	★生産流通課林務水産係 216-1341	
10	県単補助治山事業	P9	★生産流通課林務水産係 216-1341	
<b>教育</b>	1	市立高等学校授業料の減免	P6	★教育委員会総務課財務係 227-1922 玉龍 247-7161 商業 247-7171 女子 223-8341
<b>その他</b>	1	国民年金保険料の免除	P7	★国民年金課 216-1224(各支所)
	2	国民健康保険医療費一部負担金の減免	P7	★国民健康保険課 216-1228(各支所市民課・総務市民課)
	3	障害福祉サービス利用料の減免 (身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者)	P7	★障害者福祉課 216-1304 精神障害者については保健予防課 258-2321
	4	児童クラブ入所	P7	★子育て支援推進課 216-1259(各支所福祉課・保健福祉課)
	5	保育所入所	P7	★子育て支援推進課 216-1258(各支所福祉課・保健福祉課)
	6	保育所負担金の減免	P7	★子育て支援推進課 216-1258(各支所福祉課・保健福祉課)
	7	ショートステイの利用(18歳未満)	P8	★子育て支援推進課 216-1259(各支所福祉課・保健福祉課)
	8	介護保険料の減免・徴収猶予	P8	★介護保険課 216-1279(各支所・福祉課・保健福祉課)
	9	介護サービス利用料の減免	P8	★介護保険課 216-1280(各支所・福祉課・保健福祉課)
	10	養護老人ホームの負担金減免	P8	★高齢者福祉課 216-1267(各支所・福祉課・保健福祉課)
	11	老人医療費一部負担金の減免	P8	★高齢者福祉課 216-1268(各支所・福祉課・保健福祉課)
	12	農地災害復旧事業	P8	★農地整備課 216-1335
	13	農林水産業施設災害復旧事業	P9	★生産流通課 216-1340(農業・畜産係)、216-1341(林・漁業・水産係)
	14	粗大ごみ収集	P9	★清掃事務所 238-0201
	15	ごみ処分手数料減免	P9	★リサイクル推進課庶務係 216-1288
	16	し尿処分手数料減免	P9	★リサイクル推進課庶務係 216-1288
	17	水道料金、下水道料金の減免	P9	★水道局営業課 213-8514・15
	18	住宅等の消毒	P9	★保健予防課感染症対策係 258-2321
	19	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	P10	★水道局下水道管路課普及係 213-8542
		谷山支所 099-269-2111		東桜島支所 099-221-2111
		伊敷支所 099-229-2111	各支所の 電話番号	桜島支所 099-293-2345
		吉野支所 099-244-7111		喜入支所 0993-45-1111
		吉田支所 099-294-2211		松元支所 099-278-2111
				郡山支所 099-298-2111

## 自然災害等における被災者支援制度について

### ① 弔慰金・見舞金関係 一般災害の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
市災害弔慰金	鹿児島市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定による災害弔慰金が支給されない火災、風水害等の災害により死亡したり災害者の遺族に対し支給。 (70,000円または100,000円)	死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244
市災害見舞金	災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の小災害によるり災者に対し支給。 (傷害者:30,000円以内また、住家の損害の程度により見舞金の額は変わる。)	災害により直接障害を受け、1ヶ月以上入院治療をしたものまたは住家が全壊、全焼または流失、半壊、半焼または床上浸水した世帯	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244
市災害見舞品	災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の小災害によるり災者に対し支給。 4月～9月:タオルケット 10月～3月:毛布	災害により住家が全壊、全焼または流失、半壊、半焼または床上浸水した世帯	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244
市床上浸水被災者支援補助金	度重なる床上浸水の被害を受け、被災者生活再建支援法による支援金の支給が行われなかった世帯に対し、畳替、板張に改装する費用を補助。 (限度額 板張:100,000円 また、畳替:50,000円)	次のいずれにも該当する世帯 (1) 連続する2ヶ年度内に2回以上の床上浸水の被災世帯 (2) 世帯全員の市民税が非課税である。ほか (3) 高齢者・障害者等の世帯ほか	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244
県共同募金会災害見舞金	・災害による死亡者(1人につき) 18,000円 ・全焼、全壊家屋(1世帯につき) 15,000円 ・半焼、半壊家屋(1世帯につき) 10,000円	火災、その他不測、不可避の災害(交通事故を除く。)が発生したときのその被災者、若しくは遺族	地域福祉課  鹿児島県 共同募金会 鹿児島市支会 099-221-6070
市社会福祉協議会災害見舞品支給事業	全焼・全壊・半焼・半壊の被害を受けた世帯に対し、見舞品(タオルケット)を支給。  1世帯に1セット	災害(火災、暴風、豪雨等)により全焼、全壊、半壊、半焼の被害を受けた被災世帯	地域福祉課  社会福祉協議会 総務課  099-221-6070
日本赤十字社災害死亡弔慰金	自然災害及び火災による死亡者 1名につき 20,000円	死亡した者の遺族	地域福祉課  日本赤十字社 鹿児島市地区 099-224-5730
日本赤十字社災害救援物資の配分	毛布 1人に1枚 日用品セット(歯ブラシ、石鹸等) 世帯員4人に対し1個(4人分入り) 見舞品セット(軍手、バスタオル等) 1世帯に1個 タオルケット 1世帯に1枚 ブルーシート 1世帯に1枚	全焼、全壊、流失 半焼、半壊、床上浸水の被害にあった世帯	地域福祉課  日本赤十字社 鹿児島市地区 099-224-5730

## 自然災害等における被災者支援制度について

### ① 弔慰金・見舞金関係 大規模災害(条件がある場合)の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
災害弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡者が世帯の主たる生計維持者の場合 500万円以内</li> <li>・その他の場合 250万円以内</li> </ul>	死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母の範囲 市の区域内において住居の滅失した世帯数が5以上である災害ほか	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244
災害障害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が世帯の主たる生計維持者の場合 250万円以内</li> <li>・その他の場合 125万円以内</li> </ul>	災害により負傷し、または疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む)に精神または、身体に障害がある者 市の区域内において住居の滅失した世帯数が5以上である災害ほか	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244
被災者生活再建支援金	限度額 単身(1人)世帯 225万円以内 複数(2人以上)世帯 300万円以内  年収、年齢等により制限有	住宅が全壊半壊した世帯ほか 災害救助法の適用があった災害(除外される災害有)	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
県小災害り災者に対する援護措置	災害救助法を適用するに至らない小災害によるり災者に対し、法外援護として被服寝具その他生活必需品等を支給。	災害により住家が全壊、全焼または流失、半壊、半焼または床上浸水した世帯 災害救助法の適用を受けない災害で、20世帯以上の世帯の全焼若しくは、30世帯以上の世帯の全壊流失がある災害	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244
県単災害弔慰金	1人につき100万円支給。	死亡した者の遺族 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母の範囲 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害ほか	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244
県住家災害見舞金	1世帯につき10万円支給。	現に居住している住家が全壊、流失または埋没した世帯の世帯主 災害救助法による救助が行われた災害ほか	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244
県被災者生活支援金	1世帯(1事業者)当たり20万円支給。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊、半壊、床下浸水の住家被害を受けた世帯(被災者生活再建支援法にいう800万円以下)</li> <li>・店舗等が上記と同等の被害を受け、一定の要件を満たす小規模事業者</li> </ul>	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244

## 自然災害等における被災者支援制度について

### ②税関係

#### 一般災害の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
個人市県民税 の減免	①災害により死亡した場合…全部免除 (災害を受けた日以後に納期の末日の 到来する当年度分の税額) ②災害により障害者になった場合…10 分の9を減免 (災害を受けた日以後に納期の末日の 到来する当年度分の税額)	①災害により死亡した人  ②災害により障害者になった人	市民税課 099-216-1173 ~1176 各支所税務課(係)
	納税義務者(控除対象配偶者及び扶 養親族を含む。)が所有し、直接居住 の用に供する住宅または日常使用する家 財が被害を受けた場合、災害発生後1年 以内に納期の末日の到来する税額を減 免 (※所得金額や損害の程度によって減 免割合が異なる。)	前年中の合計所得金額が1,000万 円以下で、一定規模以上の被害(全 壊、半壊、床上浸水など)を受けた人	
	納税義務者が収穫すべき農作物に被 害を受けた場合、災害を受けた日以後に 納期の末日の到来する当年度分の農業 所得に係る所得割の額を減免 (※所得金額や損害の程度によって減 免割合が異なる。)	前年中の合計所得金額が1,000万円 以下(当該合計所得金額のうち、農業所得 以外の所得が400万円を超えるものを除 く。)で、農作物の減収による損失額の合 計額が平年における当該農作物による収 入額の合計額の10分の3以上である人	
個人市県民税 の雑損控除	災害により損失を生じた場合に、一定 の要件により総所得金額から控除する。  ①損失額-(総所得金額等)×10分の 1 ②災害関連支出額-5万円 ①と②のいずれが多い金額を総所得金 額等から控除	納税義務者(控除対象配偶者及び扶養 親族を含む。)が所有する資産について損 失を生じた場合	
事業所税 の減免	事業所用家屋に被害を受けた場合、事 業所税の資産割額を減免 (※損害の程度によって減免割合が異 なる。)	一定規模以上の被害(全壊、半壊、床上 浸水など)により事業所用家屋が被災した 事業者	市民税課諸税係 099-216-1172
固定資産税・ 都市計画税 の減免	一定規模以上の被害(全壊、半壊、床 上浸水など)を受けた場合、被害を受けた 日以後に納期の末日が到来する当年度 分の税額を減免 (※損害の程度によって減免割合が異 なる。)	災害により被害を受けた固定資産(土 地、家屋、償却資産)の納税義務者	資産税課 099-216-1181 1182.1185 各支所税務課 (東桜島支所を除く)
市税の徴収猶予	災害により市税を納付することができ ない場合は、一定期間その徴収を猶予す る。	納税者または特別徴収義務者が、その 財産につき震災、風水害、火災その他の 災害を受け、市税を納付することができな い人	納税課 099-216-1191 ~1195 各支所税務課(係)

※上記の減免等を受ける場合は、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

## 自然災害等における被災者支援制度について

### ②税関係

#### 一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
国民健康保険税の減免	10分の9を減免 (災害発生後1年以内に納期の末日が到来する税額)	災害により、納税義務者が障害者となった場合	国民健康保険課賦課係 099-216-1229
	納税義務者(その世帯に属する被保険者を含む。)が所有し、直接居住の用に供する住宅または日常使用する家財が被害を受けた場合、災害発生後1年以内に納期の末日が到来する税額を減免 (※所得金額や損害の程度によって減免割合が異なる。)	前年中の世帯の合計所得金額が1,000万円以下で、一定規模以上の被害(全壊、半壊、床上浸水など)を受けた世帯	
	納税義務者が収穫すべき農作物に被害を受けた場合、災害発生後1年以内に納期の末日が到来する税額を減免 (※所得金額によって減免割合が異なる。)	前年中の世帯の合計所得金額が1,000万円以下(当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)で、農作物の減収による損失額の合計額が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上であるもの	
			谷山支所 市民課国民健康保険係 099-269-8414

※上記の減免等を受ける場合は、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

## 自然災害等における被災者支援制度について

### ③住宅関係

#### 一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
市営住宅特定入居	住宅が被災し、居住できなくなった時に特定の市営住宅への入居	被災者でかつ市営住宅の入居条件を満たしていること  ※詳細についてはお問い合わせください。	住宅課住宅管理係 099-216-1362

## 自然災害等における被災者支援制度について

### ④貸付関係

#### 一般災害の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
市民生安定資金 (災害復旧資金)	災害による住家等の復旧に必要な資金の貸付。 貸付限度額 100万円以内	家屋の全半壊や床上浸水等の被害を受け、住家(門、囲い等の居住に必要な工作物を含む)または敷地を滅失、または損傷され、自力で復旧できない世帯  ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244
生活福祉資金 (災害援護資金)	災害により被害を受けた世帯で自立更生の為、必要となる資金の貸付。 貸付限度額 150万円以内 (県社会福祉協議会が貸付を行う制度です。)	市内に居住し、原則として市県民税の非課税世帯及び均等割課税世帯で官公署の発行するり災証明書を添付できる世帯  ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	社会福祉協議会 市役所分室223-0704 谷山分室 267-6130 吉田支部 294-2754 桜島支部 293-2969 松元支部 246-7211 郡山支部 298-2278 喜入支部 0993-45-0221
生活福祉資金 (住宅資金)	住居の増改築、拡張及び保全するのに必要となる資金の貸付。 貸付限度額 250万円以内 (県社会福祉協議会が貸付を行う制度です。)	市内に居住する下記のいずれかの世帯 ・原則として市県民税の非課税世帯及び均等割課税世帯 ・障害者の属する世帯 ・日常生活上、療護または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯  ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	社会福祉協議会 市役所分室223-0704 谷山分室 267-6130 吉田支部 294-2754 桜島支部 293-2969 松元支部 246-7211 郡山支部 298-2278 喜入支部 0993-45-0221
生活福祉資金 (緊急小口資金)	火災等被災により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要となる少額の資金の貸付。 貸付限度額 5万円以内 (県社会福祉協議会が貸付を行う制度です。)	市内に居住し、原則として市県民税の非課税世帯及び均等割課税世帯  ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	社会福祉協議会 市役所分室223-0704 谷山分室 267-6130 吉田支部 294-2754 桜島支部 293-2969 松元支部 246-7211 郡山支部 298-2278 喜入支部 0993-45-0221
母子寡婦福祉資金 (住宅資金)	災害により家屋に被害を受けた方々に対しその住宅の補修等に必要な資金を貸付。 貸付限度額 150万円以内	①母子家庭の母または寡婦(同居している子どもの被扶養者となっている方を除く) ②①の対象者が現に居住し、且つ所有する住宅の補修等をされる方。 ③租税又は、公共料金等に滞納がない方。 ④工事総額が450万円以内で、原則として費用の30%以上の自己資金を保有している方。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	こども福祉課 母子自立支援室 099-216-1264  谷山福祉事務所 福祉課 099-269-8473 そのほか各支所福祉課・保健福祉課でも相談を受け付けています。

### ④貸付関係

#### 大規模災害(条件がある場合)の支援制度

制度名	内 容	対象者・条件など	問い合わせ先
災害援護資金貸付	災害の程度により350万円まで貸付	世帯主が1ヶ月以上の重症ほか災害救助法による救助が行われた災害ほか	地域福祉課 地域福祉係  099-216-1244

## 自然災害等における被災者支援制度について

### ④貸付関係

#### 一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
鹿児島市 中小企業 融資制度 (災害対策資金)	火災や風水害等の被害を受けた中小企業者に対し、融資の際の信用保証料を市が全額補助。 融資限度額 1,500万円	市内に住所と事業所があり、6ヶ月以上事業を営む法人・個人の中小企業者 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	商工総務課 金融係 099-216-1324
農業近代化資金	台風等で被害を受けた農家等に対し、農協等から受けた融資の利子について、国・県・市が補助。(金額は資金の種類や融資金額により異なります)	農業等を営む個人等 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	農政総務課 農政企画係 099-216-1334
市単独農林漁業 振興資金	台風等で被害を受けた農家等に対し、農協等から受けた融資の利子について、市が補助。(金額は資金の種類や融資金額により異なります)	農林漁業を営む個人等 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	農政総務課 農政企画係 099-216-1334

### ④貸付関係

#### 大規模災害(条件がある場合)の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
県中小企業 災害復旧資金 利子補助金	災害復旧のために特定の資金を借入れた中小企業者に対し、借入金の利子の一部を補助。	市内において県の指定する災害により被害を受けた中小企業者 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	商工総務課 金融係 099-216-1324

### ⑤教育関係

#### 一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
市立高等学校 授業料の減免	被害を受けた年度の授業料のうち、被害月の翌月以降分を全額・半額免除。 ① 全壊～全額免除 ② 半壊～半額免除 ③ 床上浸水～半額免除	市立高等学校の生徒の保護者	教育委員会 総務課財務係 099-227-1922 玉龍 099-247-7161 商業 099-247-7171 女子 099-223-8341

## 自然災害等における被災者支援制度について

### ⑥その他 一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
国民年金 保険料免除	(1)全額免除 (2)半額免除 (3)4分の3免除 (4)4分の1免除	災害により世帯員が所有する住宅、家財その他の財産について被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	国民年金課 099-216-1224 各支所担当窓口 鹿児島 北社会保険事務所 099-225-5121
災害に伴う 国民健康保険 一部負担金 の減免	災害に伴う被災者の救援措置として、医療機関等での一部負担金の減免を行うもの。	災害により死亡し、若しくは障害者となり、または資産に重大な損害を受けた事により、生活が著しく困難となった世帯の被保険者を対象とし、下記の条件により減免する。 (1)世帯主が死亡し、又は障害者となった場合・・・全額免除 (2)世帯主が所有し、かつ居住する住宅、又は生活用の家財の2分の1以上の損害を受けた場合、・・・前年中の合計所得金額に応じて減免。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	国民健康保険課  給付係 099-216-1228  (各支所市民課・総務市民課)
障害福祉 サービス利用料の 減免	災害等により損害を受けたことにより、障害福祉サービスの利用料の納付が困難であると認められる場合、次のとおり利用料を減免  ○減免の割合：1/8減額～全額免除	障害福祉サービス受給者等又はその者の属する世帯の生計維持者が、住宅、家財などの損害を受け、その損害額(保険金で補てんされる金額を除く)が、住宅、家財などの価格10分の3以上(例えば、住宅の全半壊・床上浸水(ただし、2階建の場合は床上50cm以上の浸水))の場合で、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下	※ 身体障害者・知的障害者・障害児については 障害者福祉課 099-216-1304 ※ 精神障害者については、 保健所保健予防課へ 099-258-2321
児童クラブ入所	昼間労働等により保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図る。	市内に住所を有する小学校1年生から3年生までの児童で、保護者が火災、風水害、その他の災害の復旧に当たっている場合。	子育て支援推進課  推進係  099-216-1259
保育所入所	保護者などが労働または疾病等のために、保育に欠ける就学前児童の保育を行う。	就学前の児童で、保護者が火災、風水害、その他の災害の復旧に当たっており、世帯内に保育ができる者がいない場合。	子育て支援推進課  保育係  099-216-1258
保育所負担金 の減免	災害により損害を受け、保育所負担金の納付が困難となり、一定の要件に該当する場合に減免。	① 納入義務者が所有し、かつ居住する住宅または家財が災害により損害を受け、その損害額(保険金等で補てんされるべき金額を除く)が住宅または家財の総価格の10分の3以上(例えば家屋の全半壊および床上浸水)の場合で、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方。 ② 災害によりやむなく事業を休業または廃業した納入義務者で、災害が発生した年の当該世帯の合計所得見積額(保険金等で補てんされるべき金額を含む)が前年中の当該世帯の合計所得金額の10分の5以下に減少すると認められ、かつ災害が発生した前年中の当該世帯の合計所得が400万円以下の方。	そのほか各支所福祉課・保健福祉課でも相談を受け付けています。

## 自然災害等における被災者支援制度について

### ⑥その他 一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
ショートステイの利用	保護者が病気、事故、災害などにより一時的に家庭での養育ができなくなった場合に児童福祉施設で一時的に保護	18歳未満の児童で、保護者が火災、風水害、その他の災害の復旧に当たっている場合。	子育て支援推進課 推進係 099-216-1259
介護保険料の減免、徴収猶予	災害により損害を受け、介護保険料の納付が困難となり、一定の条件に該当する場合に減免、徴収猶予	65歳以上の第1号被保険者又はその者の属する世帯の生計維持者が、住宅、家財などの損害を受け、その損害額(保険金で補てんされる金額を除く)が、住宅、家財などの価格の10分の3以上(例えば、住宅の全半壊・床上浸水(ただし、2階建の場合は床上50cm以上の浸水))の場合で、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下	介護保険課 保険料係 099-216-1279
介護サービス利用料の減免	災害により損害を受け、介護保険のサービス利用料の負担が困難であると認められる場合、利用料を減免。  ○減免の割合: 1/8減額 ~ 免除	要介護・要支援認定者又はその者の属する世帯の生計維持者が、住宅、家財などの損害を受け、その損害額(保険金で補てんされる金額を除く)が、住宅、家財などの価格の10分の3以上(例えば、住宅の全半壊・床上浸水(ただし、2階建の場合は床上50cm以上の浸水))の場合で、その世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下	介護保険課給付係 099-216-1280
養護老人ホーム入所負担金の減免	災害による損害の金額及び災害が発生した年の当該世帯の合計所得に応じ負担金を減免	住宅等につき、災害による損害が住宅等の価格の3/10以上である負担義務者で、前年中の所得が約1,000万円以下のもの。(補てん分を除く)  ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	高齢者福祉課 高齢者福祉係 099-216-1267
老人医療の一部負担金の減免	前年度の世帯の合計所得に応じ、一部負担金を減免	災害等で被災し、医療を受ける者の属する世帯の生計維持者が所有し、かつ居住する住宅、生活用家財等の損害額(保険金等で補てんされるべき金額を除く。)が住宅、家財などの価格の2分の1以上(例えば家屋の全半壊および床上浸水(ただし、2階建の場合は床上50cm以上の浸水))の場合でその世帯の前年中の所得合計額が1,000万円以下。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	高齢者福祉課 高齢者医療係 099-216-1268
農地災害復旧事業	台風等で被害を受けた農地の災害復旧	現に耕作若しくは肥培管理を行っている農地の災害復旧  ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	農地整備課 整備係 099-216-1335

## 自然災害等における被災者支援制度について

### ⑥その他 一般災害の支援制度

制度名	内容	対象者・条件など	問い合わせ先
農林水産業施設 災害復旧事業	台風等で被害を受けた農林水産業共同利用施設の災害復旧	農業協同組合・水産業協同組合・森林組合等が所有する共同利用施設	農業用施設については、 生産流通課農業畜産係 099-216-1340 林業・漁業用施設については 生産流通課林務水産係 099-216-1341
県営治山事業	台風等で被害を受け、崩壊した林地の復旧	森林所有者 (保全対象:人家10戸以上)	生産流通課 林務水産係  099-216-1341
県単補助 治山事業	台風等で被害を受け、崩壊した林地の復旧	森林所有者 (保全対象:人家2戸以上)	生産流通課 林務水産係  099-216-1341
粗大ごみ収集	自然災害で発生した量や家具など、家庭の粗大ごみの収集、処分	被災者(家庭ごみに限る)  現地調査を実施し、日程調整を行います。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	清掃事務所   099-238-0201
ごみ処分 手数料減免	自然災害で発生した一時多量ごみの搬入手数料の全額免除	被災者  搬入前に、現地調査を実施します。  処分場への搬入は、被災者自身で行うこととなります。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	リサイクル推進課 庶務係 099-216-1288
し尿処理 手数料減免	自然災害により、床下浸水以上の被害を受け、かつ、便槽が冠水した場合、し尿処理手数料の免除	被災者	
災害に係る 料金等の減免	水道料金及び下水道使用料の減免	災害により建築物等が損壊し、給水装置等が使用不能の状態になったとき	水道局営業課  099-213-8514 (~15)
住居等の消毒	感染症発生の予防及びまん延を防止するための浸水被害を受けた住居等の消毒	浸水被害を受けた住居等の消毒を行うことが困難な被災者 現地調査を実施し、日程調整をします。 ※その他、詳細についてはお問い合わせください。	保健予防課 感染症対策係 099-258-2321

⑥その他

災害救助法が適用された場合の支援制度

制度名	内容	対象者・条件	問い合わせ先
下水道事業受益者負担金の徴収猶予	受益者負担金の納付を被災の状況により、1年から2年以内で徴収猶予	被災によって受益者負担金の納付が困難となった受益者。	下水道管路課普及係 099-213-8542
障害物の除去	居住部分の土石・竹木等の除去除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費  (1世帯あたり 137,000円以内)	自力では除去することができない者 居室、炊事場、玄関等に障害物等が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合	道路対策部
被服、寝具その他生活必需品の供与または貸与	被害者の実状に応じ ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事道具及び食器 ・光熱材料等 の供与、または貸与を行う。	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失または損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	救助対策部
災害にかかった住宅の応急修理	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分について援助を行う。修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費など。  (1世帯あたり510,000円以内)	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることが出来ない者(世帯単位)	建築対策部
医療	診療、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院等への収容、看護等を応急的に行う。応急的な措置であること。	医療の途を失った者 (応急的処置)	医療対策部
助産	分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料等の支給	災害発生の日以前または以後7日以内に分べんしたものであって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	医療対策部
学用品の給与	教科書及び教材、文房具、通学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)または床上浸水により、学用品をそう失または損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(定時制及び通信制を含む。)	教育対策部
埋葬	・棺(付属品を含む) ・埋葬または火葬に要する物品 骨つぼ及び骨箱等を支給する。  1体当たり 大人(12歳以上) 193,000円 子ども(12歳未満) 154,400円	災害の際、死亡した者を実際に埋葬する者	救助対策部
応急仮設住宅の供与(災害救助法)	応急仮設住宅の供与を行う。 基準面積1戸当たり29.7㎡ 供与期間 2年以内  1戸当たりの限度額 2,385千円以内	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることが出来ない者(世帯単位)	建築対策部